

会議名	平成28年度 第1回 再生可能エネルギー推進審議会					
日時	平成28年(2016年)8月30日(火) 13時30分~15時30分	場所	宝塚市役所 3階 3-3会議室			
出席者	委員 丸山 康司氏、藤本 真里氏、安田 陽氏、中川 慶子氏、竹谷 輝男氏、岡田 知也氏、黒田 勇司氏 計7名 事務局 環境部長、環境室長、地域エネルギー課長、同係長、同係員 市事業受託者：環境エネルギー政策研究所（I S E P）スタッフ					
内容（概要）						
平成28年度 事務局スタッフ紹介						
開会に先立ち、事務局より平成28年度4月1日付の人事異動の紹介を行った後、環境部長より挨拶を行った。						
1 あいさつ（宝塚市環境部長）						
国際的にみれば、昨年末にパリ協定が結ばれ、くしくも1992年にサミットが開催され、気候変動枠組条約が採択されたリオデジャネイロでオリンピックが開催されるという大きな動向があった。日本においては、気候変動や相次ぐ台風の襲来など地球温暖化の進行が懸念される中で、本市としても宝塚エネルギー2050ビジョンを掲げて、再生可能エネルギーのより一層の導入に邁進していきたいと考えている。現在、太陽光以外のエネルギー種に関しても新たに導入も検討しており、各委員の活発な意見を頂戴したい。						
(会議の成立確認)						
2 前回（3／9 通算12回目）審議会振り返り						
宝塚エネルギー2050ビジョン研修会（7／29実施）について						
「自治体エネルギー政策の動向と宝塚市の現状」（I S E P山下氏）						
「再生可能エネルギーと自治体の役割」（丸山会長）						
(前回の審議会（2016年3月9日）での議事について以下のとおり報告した。)						
公共建築物におけるライフサイクルコスト（以下、L C C）の考え方を庁内で共有しつつあり、現在建設中のガーデンフィールズ跡地の利活用においても、予算等の制約がある中で、可能な限り太陽光パネルなどの再エネ設備を導入する方向性である旨を担当者に確認できた。						
上下水道局庁舎の建替え、ガーデンフィールズ跡地の利活用においては、議論中のガイドラインに先行して建築される可能性が高く、ガイドラインの適用は間に合わないと思われる所以、担当課として可能な範囲で意見を上げていきたい。						
宝塚エネルギー2050ビジョン研修会を7月29日に実施し、山下氏、丸山会長に講師としてご講演いただいた。本研修は、市職員向けの研修として昨年度より実施しており、						

今年度は80名の参加があった。詳細については、両氏から報告をお願いしたい。

(山下氏からの報告)

エネルギー政策がエネルギー所管課だけの問題で、他の部署は動かないという事がないように、それぞれの仕事の本分とも密接に関わっている事を認識してもらうのが最大の目的であった。冒頭、2050年の天気予報という動画を用いて、市長部局、消防、病院など各部署のどういう仕事に関わってくるのかを整理してお伝えした。その後、自治体でエネルギー政策を行うことの意義、宝塚市のエネルギー自給率、活用率の進捗状況を確認した。最後に、公共建築物の再生可能エネルギー導入ガイドラインの導入を検討している旨の説明を行った。

(丸山会長からの報告)

ファシリティマネジメントを中心に講義した。長期的にみると合理的だが、短期的には大きな負担となるものを導入しようとする際に、関係部署に対してどのように理解を求めるかということについて、その典型的な手法がLCCであると説明した。その後、バックキャスティングの考え方について、長期的な視点で最適な結果を出すのに有効な手法である旨をお伝えした。

3 国（環境省系・経済産業省系）補助金採択状況について

(事務局から今年度採択を受けている補助金についての説明を行った。)

・二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体と連携したCO₂排出削減促進）
本事業は地方公共団体と連携し、CO₂排出削減促進事業を環境省のCOOL CHOICE運動に賛同した上で実施していくものである。事業概要としては、市民向け、事業者向けに地球温暖化に関する啓発イベントを採択額以内で実施する予定である。また、本事業は、宝塚商工会議所との共同実施であり、市民には市から、事業者には宝塚商工会議所から呼びかけを行い、連携して啓発事業に取り組む。市内の事業者が地球温暖化対策の実践に繋がる事業にしていきたい。本年度内に啓発イベントを4回実施予定である。

・二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（木質バイオマス資源の持続的活用による再エネ導入計画策定事業）

薪ボイラー（薪ストーブ）、ペレットボイラー（ペレットストーブ）の熱エネルギー設備の導入可能性について調査する事業である。西谷地域を中心に間伐材の市域外への販売が進んでいるが、この取組の発展性や持続可能性の調査を進めたいと考えている。市内で熱需要施設（ゴルフ場、温浴施設、福祉施設など）を対象に調査を実施し、木質系ボイラーの導入可能性を検討したい。過去に県民局が実施した調査の後を引き継ぐ形で進めていく予定である。

・地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業費補助金（構想普及支援事業）

市域内を対象とし、パシフィックパワー(株)を代表申請者として、パシフィックコンサルタンツ(株)及び本市が共同申請者として申請、採択を受けたものである。南部と北部の格差、農村地域の少子高齢化、電力料金の高騰、ゴミ焼却施設の未利用エネルギー活用、エネル

ギー自給率の低下などの諸課題の解決を目指すべく、エネルギー・マネジメント調査を実施する。検討委員会メンバーとして丸山会長、安田委員、岡田委員に依頼したいと考えている。オブザーバーとして関係企業、団体に参画していただき、地域の活性化に向けて活動する予定である。

- ・再エネコンシェルジュ（再生可能エネルギー事業（発電・熱）の導入に取り組む事業者や自治体関係者を、無料でサポートを受ける事業）

地域で再生可能エネルギーを導入するにあたり、有識者・専門家等からのサポートを受けることができる資源エネルギー庁による事業であり、昨年度に続き採択を受けている。本事業を活用して都市部と農村部が混在する本市において、どのように再生可能エネルギーを推進していくことができるのかを中心にサポートを受ける予定である。

（以上、各事業の説明を踏まえて）

国から多種多様な補助メニューが出ており、どれが宝塚市にとって最適なのかを見極めるのは難しいが、自治体単体では予算も厳しい中で、国の予算も可能な範囲で活用した上で温暖化対策、再生可能エネルギー導入推進に地域で取り組んでいきたいと考えている。今後の取組・進捗状況については、次回以降の審議会等で報告させていただく。

質疑応答

【会長】

COOL CHOICE運動とはかつてのエコ替え（例：冷蔵庫の買替え）のようなイメージか。また、西谷地域における木質バイオマス発電の事業化可能性調査の後はどのような繋ぎ方を考えているのか。

【事務局】

COOL CHOICE運動は、環境省の温暖化対策におけるキャッチコピー、キーワードであると理解している。家電の買替に限らず、“賢い選択をしよう”“行動から変えていこう”といった行動全般を含んだ温暖化対策を総称するキーワードであると考えている。この補助金の採択を受けるにあたっても、市全体として賛同していることを意思表明することが条件になっており、市長の定例記者会見で触れたり、市HPにも賛同している旨を掲載するなどしている。

【会長】

クールビズ、ウォームビズ、節電行動、エコドライブ、スマートムーブなど全部を含むものであると理解しておく。

【事務局】

木質バイオマスは兵庫県阪神北県民局で平成26年度に調査実施後に、西谷地域の団体が県有林、民有林の切り出しを始められており、陶芸用として薪の販売を開始している。今回は、薪ボイラーの採算性、需要と供給のバランスがどのようにとれるかを中心に調査したいと考えている。新たに大規模な発電プラントを建てるというのは考えておらず、施設単体において設備更新等で熱エネルギー設備の導入が可能なのかを見極めたい。補助金

交付団体であるイオン環境財団からも、より具体的な導入可能性を問われており、調査だけで終了するのではなく、事業者毎にどの程度の導入可能性があり、費用対効果がどれほどどのものか慎重に検討したいと思う。民間施設において、設備の入れ替え、設備更新など、どのようなニーズがあるのかはまだ掴みかねているが、今後のアプローチ次第では導入可能性が十分に見込めると考えている。

【会長】

具体的に薪供給事業のニーズがあるということか。

【事務局】

すでに供給は始められているが、需要側の目処が立っておらず、陶芸用として薪を販売する以外の販路の拡大が課題として挙がっている。拡大の可能性を今回の調査で明らかにしたいと考えている。

【会長】

この事業はコンサルティング会社に委託するのか。

【事務局】

補助金の大部分が委託料であり、議決後に委託事業者を決め、市と協働で調査事業に取り組んでいく予定である。

【会長】

通常の調査では、今の原油相場等から判断するとおそらくメリットは出ない。熱需要パターン毎に薪ボイラーを導入すればどの程度の経済性が見込めるかという詳細な数字を出さないと需要家側が判断できない。委託事業者を選定する段階で、業務内容をしっかりと詰めておかねばならない。現在の原油価格を鑑みても、即時の導入決断は難しいと思う。設備を使い切るまでの期間（10～20年）の平均原油価格を算出し、その価格がいくら以下ならばメリットが出るか、など形でアウトプットをしないと判断材料として物足りないと考えられる。

【事務局】

調査期間は早くとも10月からであり、そこから2月末までという限られた期間である。

【会長】

西谷地域ならば、需要がそこまで見込めなくとも、里山管理、獣害対策として効果が見込めるという理論立ても可能だと思う。間伐材の伐採を獣害対策（主に猿）として実施している事例も把握している。

【会長】

その際に伐採した間伐材は、森林管理まで行っていないようである。畠を守る防御としての取組を地域住民と連携して実施していると聞いている。草刈り、余った果実の採取など地元住民だけでは手が届ききらない部分を都市部の住民が行い、都市農村交流に繋げているようである。森林に人間が立ち入ることが、動物を森林の奥に追いやる圧力になるという意味では獣害対策になる。そこまではコンサル会社ではできないのではないか。どう

いう趣旨で森林に手を入れるのかは地元住民の感覚に合わせるべきだと思う。

【環境部長】

獣害対策としては、里山が都市部と山地の緩衝材としての機能を果たすというのがかつては自然な姿であったように感じる。

【委員】

森林組合のようなものはないのか。

【事務局】

かつてはあったが、現在はなくなっている。それに伴い、山道、林道も荒れて徐々になくなりつつある。

【委員】

市が今般の事業を実施するにあたり、県との関係性はどうなるのか。

【事務局】

県有林としても営利目的でなければ、市が公益事業として里山管理を担うというメリットがあり、悪い話とは判断されないと考えている。また、小型のボイラーを安価に提供しているメーカーもあり、事業用として販売がないか注視している。

【委員】

西谷地域の山林は県所有が多いということもあり、温暖化対策としてはぜひ実用化に繋げて欲しい。山に新しい木を植える、伐採する、という循環型のサイクルをしなければ対策にならない。このようなエネルギーを地域で取り入れていかなければ、化石燃料への依存度も減少しない。CO₂削減と再生可能エネルギー導入の両方に貢献する事業として実施されることを期待する。

【会長】

協議会形式で最初から需要家、供給家の候補となる事業者に参画してもらい、調査項目の選定などの段階から意見を集めながら進めていくのが良いと思う。

【委員】

需要の問題もさることながら、林業事務においては労働力の確保が大きな問題である。日本は山林が豊富な国であるが、森林を伐採し、搬出する労働力がほとんどなく、それを確保するシステムも確立されていない。仮に宝塚市においてそのようなスキームが確立されれば、全国でもモデルケースになると思う。

4 「公共建築物への再生可能エネルギー導入ガイドライン」策定について

事務局（I S E P）より、今後の方針について以下のとおり報告した。

前回の指摘を受けて修正した箇所を中心に報告する。これまで議論してきたように、既存の公共施設マネジメント基本方針にも沿った形で、L C Cを考慮した再エネ・省エネの検討、全庁的なエネルギー・マネジメントの推進を目的とする。

行政にとっての費用最小化だけではなく、地域への経済効果、住民への福祉増進にも資する、地域全体での費用対効果を考慮して検討する。

対象とするシステムについて、再エネ設備は現在補助金を検討しているシステムに関しても含めていければと考えている。4月より一般家庭向けに販売が開始されたP P S（新電力）の選択も対象とする。自然エネルギーを多く供給している事業者を選択する方がコストメリットが出る場合もあるし、結果として再エネ利用率の向上にも繋がるという意味では有効な手段であると考えている。

続いて、再エネ設備の導入条件については、C A S B E EやB E Iなどの評価において、基準以上の数値を満たすよう整備していく方針を打ち出している事を受けて、国としても一定の基準を設け、公共施設について環境効率・エネルギー効率の向上を目指す方針を打ち出している旨の追記をした。

ガイドラインの運用方法について、図は大きくはえていないが、企画・設計が開始される前から所管課と調整を進めていくことが最も重要であると考えている。段階が進んでいくほど、軌道修正が難しくなっていく可能性が高く、初期段階からエネルギー所管課として意見を出していくことが大切になるだろう。大規模な建築物の場合、コンペで設計を決めるので、その中に満たすべきエネルギー基準の記述を追記してもらうのがベストであると考える。チェックシートに関しても、前回の指摘に基づき、若干修正を加えている。

【事務局】

運用面で懸念される内容等について関係課と協議を重ねてきた。実施設計段階以降にすると、やはり内容の変更等は困難であり、企画・設計段階及び基本設計段階での調整が重要であるという部分は見解として一致している。実際に、ガーデンフィールズ、N T N跡地の構想についても個別に調整の申し出があったもの、なかったものがあり、事後報告の段階で確認するとエネルギー計算の結果に間違いが発見されるといった事も起きている。そのような事態が起きないようにするためにどうすればよいか意見をいただきたい。関係部署としては、建築營繕課、施設マネジメント課、環境政策課、政策推進課、障害福祉課にヒアリングを実施した。各担当課からは以下のような意見をいただいた。

- ・省エネに関しては法の水準があるが、それ以上の水準を置くのは難しく、その基準についてどの部署が検証するのかが詰められていないと設定できないのではないか。
- ・エネルギー面だけを考えることは難しく、バリアフリーなど他の機能面についても含めて総合的に判断しないといけないのではないか。
- ・公共施設管理計画については、既存の施設をどうマネジメントするかを主眼としており、新設については対象外である。改修、修繕が十分に行われていない現状については課題と考えている。
- ・大規模、小規模の場合のフローに加えて、修繕、改築、増築時のフローがあってもよいのではないか。
- ・公害対策としては、建築物ができた後の段階、もしくは土地の選定段階で関わる必要がある。
- ・これまで建物の新設の際に、バリアフリーの所管課として意見を求められるようなこと

はなかった。

- ・実行的な枠組みを作成して欲しい。そのようなものがあれば、実施計画の中でも優先順位を判断していくことができる。
- ・既存改修に関して、施設台帳が各課に存在しているが、担当者の異動などが原因で更新されていない。ストックの管理がきちんとできていないと思われる。

関係所管課が集まって協議する場を設け、実務担当者レベルで検討した結果を上げていく仕組みを作ることについては、概ね同意を得られた。ただし、積極的な姿勢は見受けられなかった。他の関係課については、次回審議会までにヒアリングを実施し、報告させていただく。

質疑応答

【委員】

CASBEEの件で、断熱対策等を全く施していないくとも基準値を超えることがあり、その縛りだけでは弱いのではないか。

【事務局】

CASBEEは建築物の環境性について、総合的に判断する指標なので、低い数値が一つあっても、他の数値が高ければ基準値を超ってしまうという弱点があり、CASBEEだけに頼るというのはよくないと思う。あくまで基準値以上の環境性能を目指すにあたつての指標を置くことに意義があると考えている。

【会長】

高い基準値をノルマとして設定すれば、省エネとして高い実効性が期待できるのか。

【事務局】

総合的な指標である以上、基準値を高くしても、全項目が高い数値になるとは限らない。

【会長】

エネルギー性能だけに特化した指標だとどうなるのか。使いやすい指標はあるのか。

【事務局】

ひとまず法水準をクリアするというのは必須条件である。それに加えて、どの程度上乗せして基準を設けるのかが難しい。その基準を誰が決めるのか、という問題もある。

【会長】

エネルギーに対して、バリアフリーは浸透しているイメージがあるが、なぜなのか。制度として位置づけが異なるのかもしれないが、エネルギー性能も同じ程度気にかけてもらう事が大事だと思う。

【事務局】

「ハートビル法」で義務付けされており、建築基準法上、満たすのが必須要件となっている。

【環境部長】

兵庫県から福祉のまちづくり条例が出されており、その中で設備に関して具体的に記載されている。建築部門では、その条例に合わせるのが通例となっている。エネルギー面では、省エネ法があり、照明器具、空調設備の計算は考慮されることが多いが、断熱に関しては予算等の関係で削られてしまうことが大半である。

【会長】

20年間、30年間の光熱費を最適化するように考えなければ、削られやすい項目になってしまうかもしれない。

【委員】

バリアフリー、障害者トイレ等は法的な条件もあって優先的に導入されるが、ATMでも車いす対応とそうでないものは予算的な理由で削られており、経済的な面も無視できない事情があるのだと思う。

【環境部長】

行政は建築物に対して先行投資をしてこなかった。単年度予算の中で、つぶれていなければ修理しない、予算がなければ我慢するというのが繰り返されてきた。修繕、改築もさすがに古いままでいう施設が公共施設では多い。この段階の建物を、省エネ基準を満たすレベルまで戻そうとすれば、莫大なコストがかかってしまう。その問題をどう解決するかが大きな課題である。重要な建築物を優先的に修繕するなど、優先順位を付けて選択していくかねばならないのではないか。

ガーデンフィールズ跡地、NTN跡地の利活用など、市以外の関係者も入って有識者会議などが開催されるような大きなプロジェクトでは、市の意向を当初からきちんと盛り込んでおかねば実務レベルの意見は通りにくい。一方で、長尾中学校体育館の新築や公民館も新築に関しては、再エネ・省エネ設備が一定、導入される見込みである。これは実務担当者同士で調整した結果だと思う。

【委員】

有識者会議に環境部局から入ることはできないのか。

【環境部長】

市は事務局であり、会議は市の担当者以外の有識者のみで構成されている。

【委員】

有識者会議のメンバーに再生可能エネルギーの専門家はいないのか。

【事務局】

残念ながら、いないようである。

【委員】

デザインだけが議論されるだけというのにはあり得ないことであり、市がコーディネートしている以上、エネルギーに関する情報提供を行えば、協議事項として取り上げられるのではないか。

【委員】

再エネだけを優先させる訳にはいかないという風潮自体が、エネルギー施策に対する軽視に繋がっていると思う。市の施策として必要だから取り組んでいる以上、再エネを優先すべきではないという発想自体が問題である。先程の話に出たように、放っておくとどんどん後回しにされていく内容である。国の動きが遅いので、地方公共団体が国に先行して取組み、モデルケースとなるべき。

【事務局】

取り組んできた歴史の短さもある。他にも利用者の声の大きさの差、浸透度の差、認識の差は実務レベルでも確かに感じている。

【会長】

妥協したとしても LCC は無視できないのではないか。

【委員】

環境問題における強者は今生きている人間であり、弱者は未来の人間となる。後回しにすることは、将来に負の遺産を残すことに等しい。LCC をしっかりと用いて、関係各課とも共有・活用すべきである。

【委員】

具体的な提案を出すことできないのか。

【会長】

コンペの要件に判断基準となる LCC の数値を出してもらうことが重要だと思う。業者に発注する場合は、応募書類に項目を追加するだけでよいのではないか。

【環境部長】

LCCを考えるときに、比較対象がないと提案の効果が見えにくいのではないか。効果の大小は省エネを実施しなかった場合と比較することで、どれだけのメリットがあるのかが分かりやすくなると思う。

【会長】

詳細設計段階までくれば、具体的な設備、機器を導入する段階にまで落とし込めるので、比較対象として提示可能になると思う。それまでの段階だと、平均値と追加的な対策をした時の効果を計算してくれるような簡単なアプリケーションがあれば可能だとは思うが。

【事務局（I S E P）】

比較の基準は延床面積当たりのエネルギー消費量が用途ごとに大体の平均値が出ているので、それが一つのデータとして使用できる。省エネ有りと省エネ無しの 2 つの設計を作り、その差を計算することで効果が見やすくなるはずである。やはり詳細設計段階まで進んでいることが必要である。長野県では、一般住宅向けに省エネの有無による差分を計算してくれるソフトが実用化されており、手間はかかるが不可能ではない。

【委員】

実施設計段階で入れ込む余地がないというのはどういう理由があるのか。

【事務局】

基本設計で再エネ設備を設置しないという方向性が決まっていれば、そこを踏まえて構造計算等の複雑な段階があるので、載せられないというが建築部門の見解である。基本設計、構想段階で載せることを決めてもらい、どの程度の規模になるかも大まかに決めた上で、載せられる施設に関しては実施設計段階より前の段階で担当課に調整を行った結果、ようやく設置されたという経緯もある。

【会長】

基本設計より前の段階で、再エネの利用を促進することについて、L C Cを最適化するのにどういう配慮が考えられるかを定性的にであっても記述してもらうことを制度化することが大切である。基本設計の段階で数値的な段階まで提出してもらうのは大変だが、エネルギーコストの大まかな見積なら計算してもらえると思う。追加的に何か対策を施すからこの建築物はエネルギーコストが落ちるというのであればそれでもよい。実施設計段階までいけば、もう少し突っ込んで議論できるかもしれない。

【委員】

構造（外壁、外断熱など）に関することであれば、基本設計段階で盛り込まれていないといけないというのは分かる。しかし、例えばガラスなどのインテリア、エクステリアに関しては、実施設計段階にならないと分からぬのに、省エネ機器が実施設計段階では検討できないというのは理解しがたい。

【環境部長】

機器を選ぶ際に省エネ効果が高いものを選んでくれと意見するのは可能だと思う。

【委員】

それが可能なのであれば、フローもきちんと機能すると思われる。

【環境部長】

構想段階から入っておかないといけないものに関しては、計画段階から入っておくことが大切であると改めて思う。

【委員】

地域エネルギー課（当時は新エネルギー推進課）創設当初、とにかく省エネを徹底して欲しいと市に訴えたこともあった。基本設計が終わった頃に市民向けの説明会があり、その際は、省エネ性能が高いものを選ぶよう努力する旨の話があった。その確認、後追いはエネルギー所管課として管理し続けて欲しい。

【環境部長】

課として断熱ガラスの導入検討など具体的な提案は行っている。

【委員】

パブコメの段階で採用されていた意見が、コスト面の問題で次の段階ではなくなったこともあった。

【会長】

コスト面の問題というのが、初期導入コストの話なのか、LCCを考慮した上での話なのかが大事である。初期導入コストだけで判断する意味はあまりないと思う。

【環境部長】

LCCの考えをもっと全庁に向けて発信し、広めていく必要がある。特に建築部門にはそういう判断基準を持ってもらいたいが、一番理解しないといけないのは財政部門であると思う。

【会長】

建築物ができた後に削るというのは不可能だからこそ、尚更重要である。

【環境部長】

建築物は一度建てるに、50年以上は使用される場合もあるが、設備は20年で更新された場合、取り壊しまでに2～3回の設備更新があることからしても、LCCをしっかりと考慮する必要性がある。今までの公共建築物は、初期導入コストのみが判断基準であった。今後は市全体がLCCの考え方を持つことが重要であると思う。

【委員】

公共施設のマネジメントに取り組んでいると思うが、その中でLCCは話題に上がらないのか。

【環境部長】

話題には上がっている。市の財政規模、人口規模からして適正な延床面積なのかも見直す動きが出ている。伊丹空港の航空機騒音に対する補助金を充てた公民館などの共同利用施設の運営が現在では重荷になっている。

【委員】

省エネを軽視する雰囲気が作られないよう強制力を持った条例などを作ることはできないのか。

【会長】

現在、各所管課に確認・調整を行っている根拠として再エネ条例がある。その中で、環境部局が府内調整を図る役割であるとの位置づけに基づき、他部局に働きかけている。さらに踏み込んで、特定の項目について義務化するのであれば、さらなる新しいルール作りが必要になるであろう。その一つが今回議論している公共建築物への再エネ導入ガイドラインである。

【委員】

ガイドラインには強制力はないが、合意形成の一つとして一定の機能を果たすと思う。段階を踏んで進めていくことが重要だと思う。

【委員】

2000年に制定された建築憲章の中に建築に関するあらゆる事項が網羅されており、それに従えば必然的に省エネがしっかりと導入されるはずである。15年が経過しても抽

象的で強制力に欠ける憲章では効果がないのかと感じてしまった。その中にLCCに関する記載もあったはずだが、今までの話を聞く限り、ほとんど考慮されていないように聞こえる。

【委員】

長寿命、自然共生、省エネルギー、省資源・循環、継承性の満たす建築物を目指すと謳っている建築憲章をこのガイドラインにどうにか活用して欲しいと思う。

【委員】

費用対効果を検証するということについて、実施設計段階でできることの方が費用対効果が高くなる可能性がある。実施設計段階でも検討できることに関しては、その都度検討すべきであると思う。省エネは短ければ数年でコストを回収でき、説得力もある。

【会長】

フローにおいて、配慮事項のようなものを記載し、もう少し具体的に決定まで落としこめる内容があれば、分かりやすくなるのではないか。LCCに関しても、もう少し目立つように記載してもよいと思う。地域エネルギー課で発するガイドラインはLCCの考えに基づいているというのをメッセージとして明確に発信すべきである。

5 再生可能エネルギー導入推進調査事業公募型プロポーザル事業者選定について

担当事務局（市）からの報告

（地域エネルギー課長より、以下のとおり報告を行った。）

本事業は太陽光、太陽熱以外のエネルギー種のポテンシャル調査を実施する事業である。7月に事業者公募を行い、事前説明会に4社の参加があり、参加申込を3社からいただいているので、この審議会の事業者選定部会にて選定をお願いしたい。

【環境部長】

～諮問書読み上げ～

（諮問書を市から会長へお渡しし、事業者選定部会を設置することで決定。）

宝塚市再生可能エネルギー導入推進に係る事業者選定部会委員構成について

選定部会委員については、丸山会長、藤本委員、安田委員、岡田委員、黒田委員の5名で構成することが決定された。

6 その他

次回 審議会日程について

事務局から、次回の日程については改めて調整する旨の連絡を行った。

7 散会

（休憩後、事業者選定部会（非公開）を開催することとし、散会となつた。）